

不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針 (2025年6月11日公表)

産業構造審議会通商・貿易分科会不公正貿易政策・措置調査小委員会が本日公表した2025年版不公正貿易報告書は、WTO協定をはじめとする国際ルールに照らして疑義がある主要国の貿易政策・措置につき、広範な指摘を行っている。不公正貿易報告書は、1992年の創刊以来、これまで33年間、一貫して「ルール志向」の概念を提示し続けてきたが、我が国は、新しいルールの定立のための努力を行うとともに、ルール不整合な他国の措置による自国の不利益を解消するため、当事国として協議を要請した28件を含め、WTOの紛争解決制度を積極的に活用してきた。

WTOの紛争解決制度は、措置の是正を勧告するに留まらず、勧告の履行の監視手続や履行されない場合の対抗措置等も備えていることから、勧告の履行率は高く、WTOルールの実効性の維持に貢献しており、1995年のWTO発足以来、その手続が活用された案件は639件に上る（2025年6月11日現在）。

しかしながら、WTOの紛争解決制度は、2019年12月以降、上級委員会の不在が長期化する中、上訴することで紛争案件を事実上の塩漬け状態とする「空上訴」が積み重なっており、通商システムにおいてルールに基づくガバナンスが十分に働かなくなる危機にある。こうした中、完全なかつよく機能するWTO紛争解決制度の実現までの間の暫定的な対応として、我が国は、2023年3月、多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA: Multi-Party Interim Appeal Arbitration Arrangement）に参加した。今後、紛争解決制度改革の実現に向けて引き続き取組を続けるとともに、改革実現までの間もMPIAの活用も含め、ルールに基づく紛争解決が行われるよう取り組んでいく。

近年、一部の新興国による非市場的な措置により、多角的自由貿易体制の基礎である競争基盤や市場の機能が歪められかねないとの懸念が広がりつつある。こうした経済的不均衡の是正を求め、一方的措置が講じられる事例も散見される。こうした動きに対しては、WTO、G7などを通じ、公平な競争条件（level playing field）確保のためのルール形成等に向けた取組を更に進めることで、「自由で、公平で、透明で、予見可能性のある安定的な貿易投資環境」を維持する。さらに、威圧的な経済的措置及びその威嚇により、他の政府による正当な主権的選択に干渉する行為、いわゆる経済的威圧への懸念が高まっていることも踏まえ、かかる行動への評価・準備・抑止・対応に関する同志国との協力を強化していく。

非市場的措置及び経済的威圧への対応は、2022年9月、2023年4月、2023年10月及び2024年7月に発出されたG7貿易大臣声明、2023年5月のG7広島首脳コミュニケや経済的強靱性及び経済安全保障に関するG7首脳声明、2024年6月のG7プーリア首脳コミュニケ、2023年6月に発出された貿易関連の経済的威圧及び非市場的政策・慣行に対する共同宣言等においても言及している。

上記のシステミックな問題への対応に加え、2025年版不公正貿易報告書で指摘された政策・措置を踏まえ、特に、以下の個別案件に優先的に取り組むこととしたい。各案件の詳細は、参考部分に掲載する。

(1) 二国間・多国間協議等を通じて問題解決を図る政策・措置若しくは制度設計及び運用を注視していく政策・措置

下記案件については、二国間協議や WTO 通常委員会をはじめとする多国間協議等を通じて問題解決を図っていく若しくは制度設計及び運用を当面注視していく。

- 中国：輸出管理法
- 中国、香港、マカオ、ロシア：ALPS 処理水放出を受けた日本産水産物の輸入停止措置
- 中国：AD 措置の不適切な運用
- 中国：標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出
- 中国：政府調達における内資企業・国産品の優遇措置
- 米国：ゼロイング（AD 税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用を含む）
- 米国及び新興国：サンセット・レビュー手続の運用及び不当に長期にわたる対日 AD 措置
- 米国：電気自動車税制優遇措置
- 米国：1962 年通商拡大法 232 条や国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく輸入制限措置
- インドネシア：鉄鋼製品、繊維製品、電気製品等の輸入制限措置
- EU：炭素国境調整措置（CBAM）
- EU：日本製熱延鋼板に対する AD 調査
- EU：F ガス規制
- 仏国：EV 補助金の補助金適格要件の改正
- インド：貿易救済措置の不適切な運用

下記案件については、現行ルールに基づき二国間協議や WTO 通常委員会をはじめとする多国間協議等を通じた対応を進めるとともに、新しいルールの形成も含めた対応を検討・実施していく。

- 中国：産業補助金
- 中国：サイバー・データ関連規制
- 中国：強制技術移転
- ベトナム：サイバーセキュリティ法・個人データ保護政令

(2) WTO 紛争解決手続に付されたもの

下記案件については、我が国が WTO 紛争解決手続に付託しており、同手続を通じて措置の撤廃・是正を求めていく。

- 韓国：自国造船業に対する支援措置【協議】（国土交通省の取組）¹
- インド：ICT 製品に対する関税措置【上級委】
- インド：熱延コイルに対するセーフガード措置【上級委】

¹ 本件は、国土交通省が取組を進めているものであり、経済産業省は、法的観点から助言を提供。

2025年版「不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易政策・措置の詳細

本年の「経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易政策・措置の詳細は以下のとおり。

(1) 二国間・多国間協議等を通じて問題解決を図る政策・措置若しくは制度設計及び運用を注視していく政策・措置

● 中国：輸出管理法

中国政府は、従来、大量破壊兵器関連のみを規制対象とする安全保障輸出管理制度をおいていたところ、2020年10月に通常兵器関連の多数の民生品・技術を規制対象に加えると同時に、報復措置、再輸出規制、みなし輸出規制等の新たな措置を多く含む輸出管理法が成立し、同年12月1日に施行された。

さらに、2024年12月には、輸出管理法の下位法令として「両用品目輸出管理条例」及び「両用品目輸出管理リスト」が施行された。同条例は、軍用又は民生用のいずれにも利用できる「両用（デュアルユース）品目」を輸出管理の対象としており、従来複数の下位法令により実施されてきたこれらの品目の輸出管理について一括して規定している。

しかしながら、本制度の詳細については依然として不明確な点が多い。輸出管理法の法目的に「国家の利益」保護が明記されていること等にかんがみて、規制対象品目の範囲が過大に設定される可能性がある点、該非判断や最終需要者・用途の調査等の場面で、必要な範囲を超えて技術開示要求が行われうる点、他国の差別的な輸出規制に対する報復措置の規定が存在する点等において、安全保障目的との関連性が乏しい過剰な輸出規制が実施される懸念がある。そのような過剰な輸出規制は、安全保障例外（GATT21条）の要件を満たさず、輸出入制限の禁止（GATT11条）に抵触する可能性がある。

この点、中国政府は、2023年7月に、ガリウム・ゲルマニウムの関連品目（同年8月施行）、同年10月に、黒鉛類関連製品（同年12月施行）、2024年8月に、アンチモン関連品目、超硬材料関連品目等（同年9月施行）、2025年2月に、タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウム関連品目及び関連技術25種類（即日施行）の輸出管理措置を発表し、輸出管理の運用を強化している。また、2024年12月、中国は、ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、超硬材料関連品目の米国への輸出を原則不許可とし、黒鉛関連両用品目の審査も厳格化する旨公表しており、輸出管理が恣意的に運用されている懸念もある。

加えて、輸出管理法においては、中国外の組織・個人による違反も規律対象となる（44条）ほか、再輸出規制が規定されている（45条）。このうち再輸出規制に関しては、両用品目輸出管理条例49条において、①中国原産の特定の両用品目を含む中国域外で製造された両用品目、②中国原産の特定の技術等の特定品目を使用して中国域外で製造された両用品目及び③中国原産の特定の両用品目について、中国域外の組織及び個人が、中国域外で特定の目的国、地域、組織又は個人へ提供する場合、同条例の関連規定を執行するよう関連事業者に「要求することができる」と規定している。再輸出規制の具体的な適用場面・方法によっては、国際法上許容されない国内法の過

度な域外適用となる懸念があり、下位法令による明確化や具体的な事例を含め、今後の動向を注視する必要がある。さらに、輸出管理法 17 条、両用品目輸出管理条例 26 条に基づく中国政府職員による他国領域内での企業訪問・実地検証についても、他国の執行管轄権が侵害されることのないよう、実施状況を監視していく必要がある。

我が国は、中国に対して、2018 年 3 月以降の WTO 物品理事会や、経済産業省と中国商務省との二国間会談等において、国際的ルールや慣行に即した公平性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行っている。また、2023 年 11 月には日中輸出管理対話の設置に合意し、2024 年 1 月の第 1 回開催以降、2025 年 3 月までに計 4 回開催した。中国側には、制度の透明性向上と協定整合的な運用を求めた。我が国としては、引き続き、運用を注視するとともに、二国間・多国間協議の場において、問題解決に向けた議論を進めていく。

● 中国、香港・マカオ、ロシア：ALPS 処理水の海洋放出を受けた日本産水産物の輸入停止措置

東京電力福島第一原子力発電所からの ALPS 処理水の海洋放出（2023 年 8 月 24 日～）を契機に、食品安全への懸念に対処するためとして、下記の国・地域が日本産水産物等に対する輸入制限措置を実施した。

- ・中国（8/24～）：日本産水産物の全面輸入停止
- ・香港（8/24～）：10 都県（東京、福島、茨城、宮城、千葉、群馬、栃木、新潟、長野、埼玉）由来の水産物等の輸入禁止
- ・マカオ（8/24～）：上記 10 都県由来の生鮮食品等の輸入禁止
- ・ロシア（10/16～）：日本産水産物の全面輸入停止

東京電力福島第一原子力発電所からの ALPS 処理水の海洋放出は、IAEA によって国際安全基準に合致しており、人及び環境に対する放射線影響は無視できるほどと結論づけられている。それにもかかわらず、例えば中国は輸入規制措置の導入理由について食品安全への懸念を述べるのみであり、処理水放出が日本産水産物の安全性に与える具体的なリスクについて何ら科学的根拠を示しておらず、また、客観的なリスク評価が適切に行われたか否かも定かではない。よって、当該輸入停止措置は、SPS 協定で必要とされている科学的原則に基づかない不当な輸入制限措置であることが懸念される。

我が国としては、二国間協議や WTO の各種委員会等の場において、これらの措置の即時撤廃を求めてきている。中国との関係では、2024 年 9 月 20 日に、日本と中国の関係当局間で「日中間の共有された認識」が発表された。「日中間の共有された認識」において、「日本側は、中国を含む全てのステークホルダー国の関心を踏まえ、IAEA の枠組みの下で海洋放出の重要な段階における長期的かつ国際的なモニタリングが拡充されることを歓迎するとともに、中国を含む全てのステークホルダー国がこれに有効に参加し、それら参加国による独立したサンプリングや分析機関間比較が実施されることを確保する。」「中国側は、IAEA の枠組みの下での長期的かつ国際的なモニタリングに有効に参加し、参加国による独立したサンプリング等のモニタリング活動を実施後、科学的証拠に基づき、当該措置の調整に着手し、基準に合致した日本産水産物の輸入を着実に回復させる。」としている。IAEA の枠組みの下での追加的モニタリングについて、2024 年 10 月、2025 年 2 月、同年 4 月に、中国を含む参加国の分析機関による試料採取等が実施された。2025 年 3 月には、「日中ハイレベル経済対話」

にて、日中双方は、2024年9月の発表が着実に履行されていることを共に評価し、日本産水産物の輸入再開に向けて、関連の協議を推進していくことで一致した。こうした中、2025年3月以降、日中当局間で、日本産水産物の対中輸出再開に向けた技術協議を実施してきた。2025年5月の技術協議において、日中双方は、中国向け輸出再開のために必要な技術的要件について合意した。今後、中国側の必要な手続を経て、輸出再開が見込まれる。

経済産業省としては、輸入再開の迅速かつ円滑な実現と、残る輸入規制の即時撤廃に向けて、引き続き働きかけを行うとともに、ALPS処理水の海洋放出の安全確保や情報発信などに取り組んでいく。

● 中国：AD措置の不適切な運用

中国政府は、1995年以降、2024年12月末までに302件のAD調査を開始しており、そのうち我が国産品が対象に含まれる案件は54件であり、うち44件についてAD措置が発動され、2024年12月末時点で20件のAD課税が継続している。

中国のAD措置については、中国企業の経営の悪化が中国国内の過剰生産構造に起因すると考えられるにも関わらず、我が国からのダンピング輸出が原因で中国企業に損害が発生しているとの認定がなされ、損害・因果関係の認定が客観性に欠けるなど、AD協定に整合的でない点が見られる。

我が国は、不適切と思われるAD調査については、中国調査当局に対する政府意見書の提出や中国政府関係者との協議、公聴会への参加、WTO・AD委員会等の様々な機会を活用し、我が国の意見を伝えるとともに、改善の申入れを行ってきており、また、中国のAD調査手続について同様の懸念を有する米国及びEUと、WTO紛争解決手続において互いの主張を支持する意見書を提出するなどして、必要に応じて協力を行っている。

我が国としては、引き続き、AD措置の不適切な運用について是正を働きかけていく。

● 中国：標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出

禁訴令とは、実質的に同一の紛争が複数の国の裁判所に係属する並行訴訟において、当事者による外国裁判所での判決執行の申請や提訴等の訴訟手続を禁止する命令をいう。2020年8月、中国の最高人民法院は、移動体通信技術の標準必須特許に係る訴訟において、禁訴令を発出した。その後、中国の下級裁判所も、同様に移動体通信技術の標準必須特許に係る複数の訴訟において禁訴令を発出しており、中には、外国裁判所に係属中の訴訟手続の進行だけではなく、新たに外国裁判所に提訴することまでを禁じるものもある。

2022年2月、EUは、中国の本措置について、TRIPS協定等に不整合であるとして協議要請を行い（DS611）、同年12月、パネル設置要請を実施、2023年1月、パネルが設置された（我が国は第三国参加）。その後、2025年4月、EUは、パネル手続の停止を要請し、当事国、第三国及びMPIA仲裁人プールにパネル報告書が回付され、同月、EUは、上訴通知を提出し、中国は、交差上訴を行ってMPIA上訴手続が開始された。

我が国としては、中国の禁訴令の発出動向を注視しつつ、EUその他加盟国と連携し、引き続き中国の禁訴令が協定不整合な形で用いられないよう適切に対応していく。

- 中国：政府調達における内資企業・国産品の優遇措置

中国の政府調達では依然として国産品が主な対象であり、輸入製品の調達に対する制限や排除が行われている。

中国が 2003 年 1 月に施行した政府調達法は、2020 年 12 月から 2021 年 1 月に第 1 回、2022 年 7 月から 8 月に第 2 回の、改正案のパブリックコメントがそれぞれ実施された。改正案の概要は以下の通り(以下に示す具体的条文はパブリックコメントに付された条文案に基づく仮訳)。

- (1) 12 条の調達者の定義に「その他調達実体」を追加し、政府機関のみならず公益性国有企業まで対象が広がっている。
- (2) 改正案の 23 条では、現行の 10 条の「政府調達は、中国域内で調達できない、または合理的なビジネス条件で入手できない場合を除き、本国の物品、工事、サービスを調達しなければならない」が維持され「中国域内で生産された製品が規定の付加価値比率等の条件を満たす場合は、政府調達活動において審査優遇が得られなければならない」が追加されている。
- (3) 24 条において、2020 年 12 月公表の改正案で追加された「国家安全の擁護」に関する規定を更に拡充。具体的には「政府調達は国家安全上の要請を実行し、法律法規の国家安全に関する製品標準、サプライヤー資格条件、知的財産権、情報発表及びデータ管理等の規定を執行しなければならない。国家秘密に関わる調達プロジェクトは、公開競争以外の方式と手続を採用しなければならない。国は政府調達安全審査制度を確立し、国家安全に影響を及ぼす可能性のある政府調達活動に対して安全審査を実施する」とされている。
- (4) 国際条約との関係については、118 条に「中国は、締結または加入した国際条約及び協定に基づき、他の締約国及び参加国に対し、政府調達における最恵国待遇、内国民待遇を与える。」とされている。

12 条や 23 条について、仮に GATT3 条 8 項(a)又は GATS13 条 1 項に規定する「政府機関による調達」に該当しない調達についてまで、产品及び調達先を中国国内に限定するのであれば、GATT3 条 4 項又は GATS17 条の内国民待遇義務と抵触し得る。また、国有企業及び国家投資企業による商業用又は非政府用の調達は政府調達には該当せず、GATT3 条及び GATS17 条等の適用を受ける旨約束した自国の加盟議定書における約束にも反し得る。

23 条について、明らかな国産品優遇が規定されており、中国が加入交渉中である、WTO の「政府調達に関する協定 (GPA)」4 条 (無差別待遇) 1 項及び 2 項との整合性が問題となるおそれがある。

24 条について、政府調達安全審査制度の下で規定される「国家安全に影響する可能性のある政府調達活動」の範囲が極めて不明確かつ漠然としており、当該規定の対象が WTO 協定の安全保障例外に関する規定のもと許容される範囲を越え、非常に広範・恣意的に適用されるおそれがある。加えて、中国が締約国である RCEP 協定 16 条 4 項の透明性規律にも抵触するおそれがある。

118 条は、中国が国際協定に加盟すれば、その加盟国に内国民待遇、最恵国待遇を与えるとされており、中国が加入交渉中の GPA も念頭においた規定のように思われるが、上記のとおり、政府調達の範囲を超えて国産品・国内サービスの優遇が行われる可能性もあり、今後の改正動向を注視する必要がある。

また、中国では 551 号文書、安可目録及び 79 号文書といった非公開の文書により国産品優遇を指示する通達が出されていたとの報道もあり、実際、我が国企業からも入札において国産品が条件に課されているとの声もある。

さらに、2023 年 3 月には、財政部及び工業情報化部は、コンピュータ等 4 品目（デスクトップコンピュータ、携帯用コンピュータ、OS、データベース）の政府調達における新たな標準を公表した。同標準では、調達条件として、対象産品が、中国情報セキュリティ評価センターの「評価結果」に即したものであることを必須としている。別途同時期に公表された「評価結果」では、中国企業の製品のみが記載されているため、外国企業製の対象産品は入札ができないことになっている。

2023 年 8 月に公表された「外商投資環境の更なる最適化と外商投資誘致活動の強化に関する意見」では、外資系企業の法に基づく政府調達への参加の保障が掲げられ、2024 年 3 月に公表された「高水準の対外開放を確実に推進し、外国投資の誘致・活用に一層努力するための行動計画」でも基準に適合する国内企業・外資企業が生産する産品を政府調達活動において同一のものとして見て対等に扱う旨が記載されている。しかしながら、上記のとおり、外資企業が政府調達から排除されており、矛盾した動きが見られる。

また、2024 年 12 月に「政府調達分野における国産品基準及び実施政策の関連事項に関する通知」のパブリックコメントが実施された。中国国内の政府調達に求められる国産品基準として、①産品が中国国内で生産され、原材料や部品から産品への属性変更が行われていること、②産品のうち中国国内で生産された部品の原価が規定の割合に達すること、③特定の産品については、主要な部品が中国国内で生産され、主要な工程が中国国内で完結すること、といった条件が要求され、中国国内の政府調達活動において、国産品と非国産品が競争に参加する場合、国産品に対し 20% の価格割引が適用され、割引後の価格で評価が行われるとされている。

今後定められる国産部品の割合が不当に高くなれば、外資系企業が不利になりうるとともに、国産品基準の適用が拡大され、本来「政府調達」に該当するとは言えない調達にまで適用されるとすれば、GATT3 条の内国民待遇義務違反になりうる。

我が国としては、中国政府が 2022 年の政府調達法改正案のパブリックコメント及び 2024 年の国産品基準のパブリックコメントを受けて日本政府として意見を提出したほか、二国間・多国間の協議の場においても中国の国産品・内資企業優遇策に懸念を表明しており、引き続き懸念解消に向けた議論を進めていく。

- **米国：ゼロイング（AD 税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用を含む）**

米国は、AD 手続において、輸出者毎のダンピング率（ダンピング・マージン）を計算する際に、全ての輸出取引ではなく、国内販売価格を下回る価格での輸出のみを考慮し、国内販売価格を上回る輸出取引を考慮しない（国内販売価格との価格差を「ゼロ」とみなす）ことにより、ダンピング・マージンを恣意的に高く算出する方法（ゼロイング）を適用していた。ゼロイングは、ダンピングを行っていない取引を無視する不公平な計算方法であり、ダンピング・マージンの計算方法を定める AD 協定 2 条 4 項 2 号等に違反する。

我が国は、米国のゼロイングについて、2004 年 11 月に WTO 協定に基づく協議要請、2005 年 2 月にパネル設置要請を行い、2007 年 1 月公表の上級委員会報告書では、

ゼロイングの WTO 協定違反が認定された。その後、履行確認パネル、上級委員会手続等を経た後、2012 年 2 月に至り、米国は我が国との間で本件紛争の解決に向けた覚書に合意した。この覚書に基づき、同月、米国は商務省規則を改正してゼロイングを廃止した。我が国としては、覚書及び改正規則に基づきゼロイングの廃止が徹底されるよう引き続き注視していく。

また、米国は、近年、AD 協定 2 条 4 項 2 号後段が定めるいわゆるターゲット・ダンピング（特定の顧客、地域又は時期に対する安値輸出）の場面では、例外的にゼロイングが許されるとの独自の解釈に基づき、本規定の適用範囲を拡張しながらゼロイングを再開しており、上記ゼロイング禁止の判断が実質的に無効化される懸念がある。

韓国及び中国は、ターゲット・ダンピング認定に際してゼロイングが用いられているとして、自国製品に対する AD 措置を WTO 紛争解決手続に付託した（米国 - 韓国製大型住居用洗濯機 AD（DS464）及び米国 - 中国に対する AD 手続の手法・適用（DS471））。我が国は、両案件に第三国参加し、ゼロイングの使用は AD 協定に違反すると主張していたところ、米国 - 韓国製大型住居用洗濯機 AD（DS464）のパネル及び上級委、並びに米国 - 中国に対する AD 手続の手法・適用（DS471）のパネル（本論点は上訴されず。）は我が国の主張に整合する解釈を採用し、米国によるゼロイングを含めたターゲット・ダンピング認定を協定違反と認定した。DS464 については、米国による DSB 勧告の履行のための期間（2017 年 12 月まで）が経過したことに伴い、2018 年 1 月、韓国が勧告不履行に対する対抗措置を申請、2019 年 2 月の仲裁決定にて計 8,481 万ドルを上限とする対抗措置が認められた。DS471 についても、履行期間（2018 年 8 月まで）の経過に伴い、中国が 2018 年 9 月に勧告不履行に基づく対抗措置を申請、2019 年 11 月の仲裁決定にて計 35 億 7913 万ドルを上限とする対抗措置が認められた。

なお、米国 - カナダ産軟材 AD（DS534）に対するパネル報告書（2019 年 4 月公表）は、ターゲット・ダンピングが疑われる場面において、一定の条件でゼロイングを許容する余地を肯定したが、現在の米国のゼロイング実務自体は AD 協定 2 条 4 項 2 号に違反するとの判断を示している（カナダが上訴したため採択されていない）。

なお、米国トランプ現政権が 2025 年 1 月 20 日に発表した「America First Trade Policy」には、商務省が AD を含む貿易救済措置の政策や規則の見直しを行うと規定しており、ゼロイングの活用はその重点分野のひとつとして挙げられている。

我が国としては、引き続き、ゼロイングに関する米国の実務とその協定整合性を注視していく。

● 米国及び新興国：サンセット・レビュー手続の運用及び不当に長期にわたる対日 AD 措置

AD 協定上、サンセット・レビュー手続において継続の必要性が認められない限り、AD 課税は原則 5 年間で失効（サンセット）すると定めるが、米国の運用では、国内企業からのレビュー申請がある限り措置が継続される実態となっている。

米国政府は、2024 年 12 月末時点で、日本製品に対して 21 件の AD 措置を課しているが、最長の措置は 40 年以上継続しており、12 件の措置については 20 年以上継続している。これにより、日本企業の輸出意欲が減退しているばかりか、米国の輸入者及びユーザーに負担を強いる結果となっている。例えば、日本製の鉄鋼製品の一部は品質・信頼性が高く、米国のユーザーから支持を得ているが、AD 措置のために他

国製品を購入せざるを得ないとの指摘もある。

このため、我が国は、日米経済対話や累次の WTO の AD 委員会等の場において措置の早期撤廃を要請しているところである。こうした取組もあり、2018 年 8 月、35 年以上継続されていた鉄鋼製品に対する米国の AD 措置がサンセット・レビューの結果、撤廃された。

また、新興国においても、サンセット・レビュー手続において安易な認定による延長措置が見られる。

我が国としては、引き続き、米国及び新興国のサンセット・レビュー手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日 AD 措置の早期撤廃に向け取り組んでいく。

● 米国：電気自動車税制優遇措置

2022 年 8 月、米国は Inflation Reduction Act of 2022 (IRA) を成立させ、電気自動車に対する税額控除措置改定も盛り込んだ。電気自動車の購入に際し、北米域内で最終組立された車両を対象に税額控除が付与される。具体的には、使用するバッテリーの材料となる重要鉱物のうち一定割合以上（金額ベース）が米国・米国の FTA 締結国で採掘・加工されていること、北米域内で製造・組立されたバッテリー部品を一定割合以上（金額部ベース）使用していることを要件に、それぞれ最大 3,750 ドルの税控除を受けることができる（車両 1 台あたり上限 7,500 ドル）。また、懸念外国企業が製造等したバッテリー部品を含む自動車は、関連規則に基づき、2024 年に本控除の対象外となった。さらに、懸念外国企業が採掘等した重要鉱物は 2025 年以降本控除の対象外となる。

なお、2023 年 3 月、IRA に関連して、日米、更には同志国との連携によって強靱なサプライチェーンの構築を目指すべく、重要鉱物のサプライチェーンの強化に関する日本政府と米国政府との間の協定が署名され、発効した。これを受け、同月、米財務省が公表したガイダンスにおいて、日本は、IRA の下で、米国の FTA 締結国として扱われることが記載された。

なお、2024 年 3 月、中国が IRA の EV 税控除及びクリーン電力に関する補助金の要件について、米国に対し WTO の二国間協議を要請した。その後、二国間協議によっても解決されず、同年 7 月に中国がパネル設置要請を実施し、9 月にパネルが設置された (DS623)。

北米域内での電気自動車の最終組立を税額控除の条件とすることは、最恵国待遇義務 (GATT1 条 1 項) 及び、内国民待遇義務 (GATT3 条 4 項) に抵触する可能性がある。北米域内で製造・組み立てされたバッテリー部品米国産の電池を使用することを条件として税額控除を付与すること、また、使用するバッテリーの材料である重要鉱物が米国・米国の FTA 締結国で採掘・加工されていることを条件として税額控除することは、WTO 補助金協定 3 条 1 項(b)が禁止する国内産品優先補助金にあたる可能性があり、また、最恵国待遇義務 (GATT1 条 1 項) 及び内国民待遇義務 (GATT3 条 4 項) にも抵触する可能性がある。

我が国は、電気自動車税制優遇措置案について、米国政府に日本の立場を伝えてきていることに加えて、上記 DS623 に第三国参加の上、議論に参加している。引き続き産業界と連携しつつ、関連法規や運用に関する動きを注視していく。

● 米国：1962年通商拡大法 232条や国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく輸入制限措置

○ 鉄鋼・アルミニウム

米国は1962年通商拡大法 232条（Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962、以下「232条」）に基づき、日本からの輸入鉄鋼及びアルミニウムに対し、2018年3月より、それぞれ25%、10%の追加関税（従価税）を賦課した。また、鉄鋼・アルミ製品に対する232条措置を発動しているにもかかわらず、川下製品に加工してからの輸入が増え、232条措置の目的が実現できないとして、鉄鋼・アルミそれぞれの派生製品（鉄鋼の釘、アルミのケーブルなど）にも、2020年2月以降、同率（鉄鋼25%、アルミ10%）での追加関税の賦課を開始した。

もともと、米国は従前、米国企業からの申請を受け、①安全保障に影響がない製品、及び②米国で代替生産ができない製品と認められた場合、関税措置からの除外（製品別除外）を認めてきたほか、いくつかの国に対し、追加関税を撤廃していた（国別除外。ただし、韓国等一部の国は、除外される代わりとして輸入数量制限が導入された。）。2021年10月には、EUからの鉄鋼、アルミに対し、一定数量の関税割当を導入する代わりに追加関税を一部免除すること、派生製品については追加関税を撤廃することが発表され、2022年1月より当該関税割当が導入されていた（二次税率として鉄鋼25%、アルミ10%の追加関税が維持されていた。）。日本からの輸入鉄鋼についても、2022年2月、一定数量の関税割当を導入し、また派生製品に対する追加関税を撤廃していた（二次税率として鉄鋼25%、アルミ10%の追加関税が維持されていた。）。

これに対し、米国は、232条に基づく措置は安全保障のためにとられているとして、GATT21条（安全保障例外）を援用するが、本件措置が安全保障例外で正当化される措置と言えるのか疑義がある。この点、中国、ノルウェー、スイス、トルコが提訴した4件の事案について、2022年12月にパネル報告書が公表され、米国の232条措置は安全保障例外で正当化されないとの判断が示された。米国は、いずれのパネル報告書に対しても上訴した。なお、2022年1月、EUは提訴を取り下げ、EU米間の紛争は仲裁手続に付されたうえで停止の合意がなされた。2023年7月、インドが提訴した事案は相互の合意により終了し、同年8月、その旨のパネル判断が出た。

米国は、2025年2月10日及び翌11日、232条に基づき鉄鋼及びアルミ製品の米国輸入に対する追加関税に関する大統領布告を発表し、従来は国・地域別や製品別に設けられていた適用除外制度を廃止することにより、同年3月12日から、全ての輸入鉄鋼及びアルミ製品に対して一律に25%の関税が賦課されるとともに（アルミ製品については、関税率が10%から25%へと引き上げられた。）、追加関税の対象となる鉄鋼及びアルミ派生品の範囲を拡大した。

○ 自動車・自動車部品

自動車・自動車部品については、2019年2月、商務長官から大統領への勧告を含む調査報告書が提出され、同年5月17日の大統領布告により、EU、日本等からの自動車等の輸入に関しても、安全保障上の脅威があるとし、かかる安全保障上の脅威に対処するため交渉するよう指示があった。しかし、同年11月の交渉期限到来までに、具体的な措置は決定されなかった。

2018年9月には、日米共同声明で、「協議が行われている間、本共同声明の精神に反する行動を取らない」ことを確認した。さらに、2019年9月、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定が合意に至ったことを踏まえ、「両協定の誠実な履行がなされている間は、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない」旨を日米首脳共同声明で確認し、これは我が国の自動車・自動車部品に対しては、232条に基づく追加関税は課されない趣旨であることを首脳間で確認した。

なお、2018年11月、米国、カナダ及びメキシコがUSMCA協定へ署名し、同時に、232条に基づき商務省が調査中の自動車等に関するサイドレターが、米墨及び米加の閣僚間で取り交わされた。サイドレターでは、仮に、米国が232条に基づき自動車等への輸入制限措置を発動した場合、メキシコ及びカナダからの一定数量を下回る乗用車及び自動車部品と軽トラック全てには、232条を適用しない旨の合意がなされた。

しかし、米国は、2025年3月26日、自動車及び自動車部品の輸入調整に関する大統領布告を発表し、自動車に対しては2025年4月3日から、主要自動車部品に対しては同年5月3日から、それぞれ25%の関税賦課を開始。なお、USMCAに基づく特惠関税対象の自動車については、各モデルに含まれる米国産部品の申告に基づき、自動車の非米国産部品の価額（自動車の総価額から米国産部品の価額を引いたもの）に対してのみ追加関税を賦課するとされた。

○ スポンジチタン

2019年3月に調査が開始されたスポンジチタンについては、2019年11月、商務省が、スポンジチタンの安全保障上の脅威を認定し、輸入調整の措置は取らないよう勧告しつつ、輸入調整とは別の措置の方が効果的である可能性が高い旨助言した。大統領は、2020年2月、スポンジチタンの輸入による安保上の脅威があると同意し、輸入調整（追加関税等）ではなく、国防長官、商務長官に対し、作業部会（ワーキンググループ）を立ち上げるよう指示した。これを受け、2020年7月、国防省及び商務省が主宰し、国務省及び内務省がメンバーとして加わる形でスポンジチタンワーキンググループ（TSWG）が活動を開始し、2022年中に報告及び提案を取りまとめ、2023年7月に最終報告及び提案を公表した。TSWGの最終報告及び提案は、①チタン素材の国家防衛備蓄（National Defense Stockpile）への追加、②チタン関連製品に対する関税の見直しの実現可能性、利点及び影響の検討、③チタン及び航空産業におけるリサイクル事業、イノベーション及び技術発展の推進とそれに対する資金援助、④輸入途絶の際に利用できる国内の遊休スポンジチタン生産設備の利用可能性のモニタリング、並びに⑤スポンジチタン生産能力を有する日本及び他の同盟国との強い関係の維持を勧告している。

米国が輸入するスポンジチタンの大半が日本からの輸入品であるが、同盟国である日本の製品が、米国の安全保障上の脅威となることはない。むしろ日本から輸出されるスポンジチタンは、品質管理が行き届いた信頼性の高いものであり、米国国内の供給不足を日本からの輸出が充足し、まさに米国の安全保障を支える素材となっている。今後の協議で同意される措置もWTO協定整合的であるべきである。

○ 国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく関税措置

米国は、2025年4月2日付け大統領令により、他国の非対称的な関税率や為替

操作、過剰な付加価値税（VAT）を含む非関税障壁など、貿易関係における相互性の欠如によって引き起こされる貿易赤字、米国製造業・防衛産業の空洞化等の国家の緊急事態に対処することを理由として国家緊急事態を宣言すると共に、国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づき、ほぼ全ての輸入品に対する10%の追加関税措置を発表し、同月5日から賦課を開始した。加えて、米国が貿易赤字を抱える国・地域の一部からの全輸入品に対しては、同月9日から関税率を10%から各国・地域別に設定された追加関税率へと引き上げ、日本には24%の追加関税が課されることとなったが、同月10日には、この引上げ分を90日間停止する旨の大統領令が施行された。この追加関税は原則として全品目に賦課されるが、IEEPAの権限外とされる産品（郵便・電信などの個人的通信、寄付、情報及び情報資料（伝送媒体を問わず、出版物、フィルム、CD-ROMなどにより提供されるものを含む））に加え、①既に232条措置の対象となっている鉄鋼・アルミとそれらの派生品、自動車及び自動車部品、②銅、医薬品、半導体、木材製品、特定の重要鉱物、エネルギー製品など指定された特定製品、③MFN税率が適用されない国（キューバ、北朝鮮、ロシア、ベラルーシ）からの輸入品、④将来232条措置の対象に追加される産品については、適用対象から除外されている。また、相互関税は、対象産品の価値の20%以上が米国産材料である場合、当該産品の非米国産材料の価額に対してのみ賦課される。さらに、カナダ及びメキシコからの輸入品については、USMCAに基づく特惠税率の適用を受ける輸入品については追加関税を適用しないこととされ、加えて、USMCA上の原産地規則を満たさない輸入品についても、前述の不法移民及び違法薬物の流入を理由とするIEEPAに基づく関税措置（カナダ及びメキシコ産品に対して各25%の追加関税を賦課）が有効である限り相互関税は適用せず、終了した場合に限り12%の国別追加関税を賦課するという例外的な取扱いとされた。

譲許税率を超えた関税の引上げは、GATT2条（関税譲許）に違反する可能性が高い。また、IEEPAは米国大統領に広範な経済取引規制権限を付与しうるが、国ごとに異なる税率を適用する措置は、GATTなどにおける最恵国待遇義務（GATT1条）に違反しうる。同盟国である日本からの輸入品は、米国の安全保障上の脅威となることはなく、むしろ、米国産業・雇用に多大な貢献をしている。我が国としては、米国政府に対して、措置の見直しを強く求めていく。

- **インドネシア：鉄鋼製品、繊維製品、電気製品等の輸入制限措置**

インドネシアは従来から各種輸入制限措置を頻繁に用いてきたが、最近、輸入制限制度の改廃・強化の動きが相次いでいる。各種品目ごとの輸入承認・登録制度の新設・改廃のほか、品目をまたいで輸入制限制度を一括管理する動きとして、対象輸出入の承認を政府の定める需給バランスに従って行うとする「商品バランス制度（Neraca Komoditas）」（大統領令2022年第32号）が注目される。対象は、当初、米、牛肉、水産物等の5品目であったが、2025年2月に施行された大統領令2025年第7号により、石油、天然ガス、砂糖、塩、トウモロコシ、コメ、牛肉、水産物、ニンニクの計9品目が指定された。対象製品の輸入にあたってはSPI（輸入承認書）の取得が必要で、輸入承認は政府が決定した商品の需給バランスに基づいて行われるとされる。しかし、2022年12月に従来申請システムが稼働を停止した一方、新制度に対応したSNAS-NKの稼働に遅延・不具合があり、輸入が滞るなど大きな混乱を招いている。

特に鉄鋼製品に関しては、システム上輸入申請自体ができない期間が続く等、深刻な影響が生じた。インドネシア政府は、一部製品については新制度の運用を延期するなどの措置を執っているとされるが、今後の予定は不明である。

旧制度においても様々な物品で輸入許可手続の大幅な遅延等が生じていたが、現行制度においても、鉄鋼製品・繊維製品・電化製品（エアコン等）など多くの製品について、輸入許可手続が大幅に遅延する状況は変わっていない。また、輸入許可も、申請を大幅に下回る量に対してしか得られない事態が恒常化している。上記の状況は、WTO 協定が定める「裁量的な...輸入の許可制度」の撤廃（セーフガード協定 11 条）や、数量制限の一般的廃止（GATT11 条）に抵触する可能性がある。また、WTO 通報を欠いている点、申請要件・審査基準・審査期間等の手続が不透明である点、さらに、輸入承認手続に大幅な遅延が生じる場合にはその点においても、輸入ライセンス協定に抵触する可能性がある。

我が国としては、インドネシア政府に対して、WTO の各種委員会など、様々な機会を通じて懸念を表明してきている。今後、制度の移行・運用状況を注視するとともに、日本製品への影響の軽減に向けてインドネシア政府への働きかけを行う。

● EU：炭素国境調整措置（CBAM）

欧州委員会は、2021 年 7 月に、EU への輸入品につき、輸入者に対して、当該輸入品の製品炭素含有量に応じた賦課金を課する炭素国境調整措置（CBAM）に関する規則案を公表し、その後、欧州委員会・欧州議会・理事会の三者による調整を経て、2023 年 5 月に規則が成立した。同規則では、輸入者は CBAM (Carbon Border Adjustment Measure) 証書の購入義務を果たす形で賦課金を支払う必要がある。賦課金の金額は、CBAM 証書価格 (P/CO₂-ton) × 製品単位当たり排出量 (CO₂-ton/Q) × 製品輸入量 (Q) で算定され、CBAM 証書価格は、EU の温室効果ガス排出取引市場である EU-ETS における排出取引価格に連動して決定される。また、本件措置において、域外における炭素排出に伴う負担については、域外で支払った炭素価格（税、賦課金、手数料又は排出量取引制度での排出枠）が、賦課金額から控除されるという形で考慮される。なお、CBAM は 2023 年 10 月から施行されており、2025 年末までは移行期間とされている。移行期間中、輸入者は、輸入課金支払義務を負わないが、製品単位あたり排出量等の情報を報告する義務を負う。2025 年 2 月、欧州委員会から公表された環境関連規制の簡素化を含むオムニバスパッケージにおいて CBAM の簡素化策（CBAM の簡素化・実効性強化を行う規則の改正提案）についても公表された。CBAM は、輸入品に賦課金を課す国境措置であるため当然貿易に影響が生じるところ、大前提として、内国民待遇等の WTO ルールと整合的に設計される必要があり、特に正当化事由を充足するといえるかが議論になりうる。また、ルール整合性と密接に関連する別の論点として、貿易への制限は目的達成のため最小限とされる必要があり、そのために検討されるべき課題は多い。例えば、まず、カーボンリーケージの防止を目的とする措置といえるためには、輸入品の炭素集約度が国産品の炭素集約度を上回ることが確認される必要があると思われる。なぜならば、輸入品の炭素集約度が国産品と同等かより低いのであれば、輸入に伴うカーボンリーケージは発生せず、国境で賦課金を支払うべき根拠が存在しないからである。また、製品単位あたりの炭素排出量の計測・評価をどのように国際的に同じ基準で行うのか、各国の排出削減努力について炭素コストを実際にどのように検証するのかを含め、各国の対策の強度をいかにして比較す

べきか、等も検討課題として挙げられる。

別の論点として、本件規則では EU からの輸出品に対する将来的な支援措置の可能性が示唆されており、仮に検討する場合は WTO 整合性に配慮するものとされているが、一般的には、輸出を条件とした支援は補助金協定が禁止する輸出補助金に該当する可能性が高い。補助金協定上は間接税の輸出時の還付は輸出補助金に当たらないことが明記されているが、EU-ETS は物品に賦課される内国税とはいいがたく、間接税にはあたらなため、輸出産品について排出権の負担を免除するような仕組みについて WTO 整合性を確保することは容易ではない。

我が国としては、EU との二国間の議論や、WTO の各種委員会における加盟国間の上記検討課題等に関する議論等に積極的に参加し、EU の CBAM について、ルール整合性や貿易関連気候措置としての妥当性の観点から検証・関与していく。

なお、英国も 2023 年 12 月、2027 年までに独自の CBAM を導入することを発表しており、上記とあわせて対応していく。

● EU：日本製熱延鋼板に対する AD 調査

EU は、2024 年 8 月、我が国のほかエジプト、インド、ベトナムの計 4 か国から輸入される熱延鋼板に対する AD 調査を開始した。

EU は、2018 年 7 月から鉄鋼製品全般（熱延鋼板を含む）にセーフガード措置を発動中であるため、EU の熱延鋼板の輸入総量はほとんど増加していない。本件 AD 調査対象 4 か国からの輸入量の増加は、他の輸出国のシェアの減少分を上記セーフガード措置における関税割当の範囲内で代替したからであり、EU 域内産業に対し損害を発生させ得る状況にはない。

さらに、2024 年 7 月以降、上記セーフガード措置が修正・強化されたことにより、2024 年下半期の日本からの輸入量は前年比で約 51.2%減少した。EU が同セーフガード措置による直近の貿易制限効果を考慮せず損害を認定することが懸念されるが、調査対象期間後に発生した事象への適切な考慮を欠く損害認定は、AD 協定 3 条 1 項に違反する。

2025 年 4 月には暫定措置が発動され、日本企業には 6.9～33.0%の暫定税率が算定された。

我が国としては、EU に対して、公聴会開催前及び暫定措置発動後にそれぞれ政府意見書を提出し、公聴会及び WTO の AD 委員会において日本政府としての懸念を表明してきた。引き続き、本 AD 調査の動向を注視し、EU に対して適切な決定を求めていく。

● EU：F ガス規制

EU は、オゾン層を保護し温暖化を抑制すべく、フッ素を含む温室効果ガス全体（以下、「F ガス」）の排出を 2030 年までに 3 分の 2 に削減することを目的として、2014 年以降、HFC（ハイドロフルオロカーボン）使用機器のうち、冷媒容量 3kg 未満のスプリット型（冷媒が室内外を循環するもの）エアコンについて、2025 年から、使用可能な冷媒の地球温暖化係数（GWP）を 750 未満とする規制を講じていたが、更なる排出量削減のため、2024 年 2 月付の規則改正によって、12kW 以下の容量のエアコン、ヒートポンプ等に関して、スプリット型については 2035 年から、セルフコンテナインド型（冷媒が室外機のみ存在するもの）については 2032 年から、F ガスの使

用を全面的に禁止した。

F ガスすべてを禁止する今回の改正により、構造上 F ガス冷媒の代替となる強燃性冷媒の使用が技術的に困難なスプリット型エアコンが上市できなくなる恐れがあるところ、EU 市場においてスプリット型エアコンでは輸入品の市場シェアが高い。他方で、冷媒が室外のみに存在し F ガス冷媒を比較的容易に強燃性冷媒で代替可能なセルフコンテインド型エアコンにおいては、EU 域内産品の市場シェアが高い。すなわち、F ガス全てを禁止する本規制は、EU 域外産のスプリット型エアコンに対して、EU 域内産の同種の製品であるセルフコンテインド型エアコンとの比較において不利な待遇を与えるものである懸念があり、輸入品に対して同種国産品と比べ不利でない待遇を与える義務である内国民待遇義務（GATT3 条 4 項）に違反する懸念がある。

そして、本規制は温室効果ガス削減という目的に資する低 GWP の F ガスの使用を一律に禁止しており、代替する冷媒の利用可能性がないことも考慮されていない。また、強燃性冷媒の利用に伴う安全性リスクや、低 GWP の F ガスの利用に伴う温室効果等へのアセスメントが実施されていないことから、本規制は目的に十分な関連性のある内容に設計されていないおそれがある。よって、前記不利益は、もっぱら正当な規制上の区別に基づいているとはいえず、TBT 協定 2 条 1 項に違反する可能性がある。加えて、同じ理由で、上記 GATT における内国民待遇義務違反が認められる場合、「恣意的又は正当と認められない差別待遇の手段」又は「国際貿易の偽装された制限」であると評価され、GATT 上の一般例外に基づく正当化が困難である可能性がある。さらに、本規制は、上記のとおり代替する冷媒の利用可能性がない場合にまで F ガスの使用を一律に禁止するものとなっている点等から、正当な目的の達成のための必要以上に貿易制限的な措置として、TBT 協定 2 条 2 項に違反する可能性がある。2023 年 11 月に TBT 通報が実施されたが、通報前の 2023 年 10 月付欧州委員会のプレスリリースでは、欧州議会と EU 理事会による採択によって規則が発効する旨の記載があり、TBT 通報に対するコメントを考慮することが想定されておらず、2023 年 10 月の政治合意によって新たに盛り込まれた F ガスの全面禁止に係る部分は、TBT 通報されていないため、TBT 協定 2 条 9 項に違反する可能性がある。さらに、以上の事実関係によれば、日 EU 経済連携協定第 8 章第 B 節（投資の自由化）における内国民待遇義務（8 章 8 条）に違反する可能性もある。我が国としては、TBT 通報に際して日本政府から意見提出を行ったほか、2025 年 1 月末の日 EU・EPA TBT 専門委員会等を通じた二国間協議や、2025 年 3 月の WTO の TBT 委員会及び 2025 年 4 月の WTO 物品貿易理事会の場で懸念を表明している。本規則の改正内容については引き続き動向を注視し、安全性やエネルギー効率等の観点でバランスの取れた制度となるよう働きかけを行う。

- **仏国：EV 補助金の補助金適格要件の改正**

2023 年 7 月、仏政府は電気自動車（EV）の購入に対する補助金の適格要件に、車両の製造・輸送に係る CO2 排出量を考慮する改正案を公表し、同年 8 月までパブリックコメントを実施。同年 9 月、上記改正を行う政省令が公布され、同年 10 月に施行した。改正により、EV の製造・輸送過程での CO2 排出量から算定する環境スコアが設定され、環境スコアが 60 以上の車両が補助金の対象となる。乗用車購入の場合、購入金額の 27%が補助される（上限は、個人の場合 5,000 ユーロ、法人の場合 3,000 ユーロ、低所得者の場合 7,000 ユーロ）。環境スコアの算出方法は、①鉄鋼・アルミ

ニウムその他材料製造時の排出量、②バッテリー製造時の排出量、③バッテリーを除く中間組み立て時等の排出量、④輸送時の排出量の各項目について、排出係数と使用量等に乗じて算定した CO2 排出量の合計値で算出される。①～③の排出係数は国や地域ごとに設定されており、④の排出係数については、陸路（鉄道、道路）輸送の場合は国や地域ごとに、海上輸送の場合は距離に応じて一律に排出係数が設定されている。環境スコアの算出に異議がある場合、実測値による CO2 排出量の再計算・再申請を認める規定がある。なお、2023 年 12 月、仏政府は補助金の対象車種のリストを発表している。なお、仏政府は、2025 年に EV に対する補助金額を最大 7,000 ユーロから最大 4,000 ユーロに減額することを発表。加えて、2025 年度予算における EV 補助金の予算額を 3 分の 2 の規模に削減する予定。

補助金の適格要件である環境スコアの算定に、輸送時の CO2 排出量も含まれ、海上輸送の場合、輸送距離に一律の係数に乗じて輸送時排出量を算出することとなっている。また、陸上輸送の場合、鉄道輸送や道路輸送におけるアジア各国の排出係数が欧州各国より高く設定されている。これらの設計により、輸送距離の長短や輸送方法により輸入車の扱いが異なり、GATT1 条 1 項（最恵国待遇義務）、GATT3 条 4 項（内国民待遇義務）に抵触する可能性がある。また、環境スコアを算定するために用いる鋼材やバッテリーの生産等の CO2 排出係数が、国・地域ごとに一律で設定され、仏国を含む欧州の国・地域が他の国・地域よりも優れた係数が設定されており、輸入車はスコアを取りにくく、仏国産車や欧州産車に比べ補助金の対象となりにくい。このため、一部の輸入車を不利に扱っている要件として、GATT1 条 1 項（最恵国待遇義務）、GATT3 条 4 項（内国民待遇義務）に抵触する可能性がある。

我が国としては、仏政府に対して様々な機会を通じて懸念を表明するとともに、EU に対しても、各種会談を通じて本措置や類似措置が他国や他分野に広がる事への懸念を表明している。協定不整合な措置の是正を求めるとともに、他分野や他国に類似措置が広がらないよう、産業界や他国とも連携しつつ、今後の状況を注視していく。

● インド：貿易救済措置の不適切な運用

インド政府は、1995 年以降、2024 年 12 月末までに、WTO 加盟国最多の 1218 件の AD 調査を開始、そのうち我が国産品が対象に含まれる案件は 51 件であり、うち 34 件について AD 措置が発動された。2024 年 12 月末時点、4 件の AD 課税が継続している。また、SG 措置についても、2024 年 6 月末までに WTO 加盟国最多である 48 件の SG 調査を開始しており、そのうち 25 件について SG 措置が発動された。また、2020 年には、日印 CEPA に基づく初の SG 調査も実施された（その後申請の取り下げにより調査は終了した）。

インドの AD 措置及び SG 措置については、国内需要の低下や国内競合企業による市場シェアの増加等が原因であるにも関わらず、我が国からのダンピング輸入又は輸入急増が原因でインド企業に損害が発生しているとの認定や、我が国産品はインド国内産品と競合関係はないにも関わらず、我が国からの輸入によりインド国内企業が損害を被っているとの認定がなされ、損害・因果関係の認定が客観性に欠けるなど、AD 協定や SG 協定等の関連協定に整合的でない点が見られる。また、AD 調査については、調査対象企業を含む利害関係者に対する通知が適切に行われず調査対応に支障が出るなど、手続に関する透明性の欠如も懸念される。

我が国は、不適切と思われる AD 調査及び SG 調査については、インド調査当局に

対する政府意見書の提出やインド政府関係者との協議、公聴会への参加、WTO の AD 委員会や SG 委員会等の様々な機会を活用し、我が国の意見を伝えるとともに、改善の申入れを行ってきている。

我が国としては、引き続き、貿易救済措置の不適切な運用について是正を働きかけていく。

● 中国：産業補助金

中国政府は、特定性を有する補助金を WTO へ隔年で通報することが定められている補助金協定 25 条の義務について、これまで十分に果たしてきていない（2011 年、2014 年、2017 年に、米国は、中国自身が通報していない中国の戦略重点産業関連等の補助金について通報（いわゆる逆通報）を行っている）。中国政府は、2016 年 7 月には初めて、地方政府の補助金についても通報を行ったが、本来通報すべきと考えられる補助金が通報されないという問題は十分に改善していない。補助金の支出の透明性の低さは、歪曲性のある補助金交付を助長しやすく、鉄鋼・アルミ等の分野の過剰生産能力の問題につながっている疑いがある。中国政府による補助金が、鉄鋼・アルミ等の過剰生産能力をもたらしている問題については、他の加盟国の利益に悪影響をもたらすものとして、補助金協定 5 条等に違反する補助金も存在する可能性がある。また、国有企業を通じた融資、ファンド等の多様なツールによる補助金は、①企業に対し、政府系金融支援を通じて政府の影響力が強化されること、②政府支援が呼び水となって民間資金が集中することで、特定産業に大量の資金が流れ込み、結果として過剰生産能力を招くこと、③高度な技術を持つ海外企業の買収資金となる可能性が懸念される。中国の産業補助金をめぐる問題は、OECD の調査報告書においても指摘されている。例えば、2019 年 1 月（アルミ・バリューチェーンにおける国際市場歪曲性分析）、2019 年 12 月（半導体バリューチェーンにおける国際市場歪曲性分析）及び 2021 年 5 月（市場の水準を下回る投融資をめぐる国際市場歪曲性分析）に公表された OECD 調査報告書においても、中国等においてアルミ、太陽光パネル、半導体等の産業に市場水準を下回る条件での低利融資や資本注入等の態様で多額の政府支援がなされており、競争条件の歪曲性との関係性も指摘されている。また、2023 年 4 月に公表された産業分野における政府支援に関する OECD 調査報告書、並びに産業分野における政府支援及び国有企業に関する OECD 調査報告書では、中国に拠点を置く企業は、①インド、タイ、マレーシアなど他の OECD 非加盟国及び OECD 加盟国に拠点を置く企業よりも、不均衡な形で、より多くの支援を受けていること、②国有企業が補助金の受け手だけでなく出し手としても重要な役割を果たしていること、③政府支援及び政府所有の情報公開は限定的であり、中国の政府ガイダンスファンドによる投資がこの問題を悪化させていること等が指摘されている。また、2024 年 6 月（産業補助金における国有企業の役割の定量化）の調査報告書では、中国の政府ガイダンスファンドと他の政府ガイダンスファンドを区別する特徴として、政府ガイダンスファンドの投資決定に対する中国当局の支配が依然として顕著であることや、政府ガイダンスファンドの構造や投資主体の所有権に関してだけでなく、投資基準、投資記録や実績に関しても透明性が著しく欠けていることを指摘している。

こうした状況を踏まえて、2023 年 2 月の日中経済パートナーシップ協議（外務審議官を日本団長として経済産業省他関係省庁の代表者が参加した中国商務部との次官級会合）や、2025 年 3 月の日中ハイレベル経済対話（日本は外務大臣を議長に経済産

業省他関係省庁の代表者が参加し、中国は外交部長を議長に商務部他関係省庁の代表者が参加)を開催するなど、中国政府と問題解決のための議論を行った。

WTO においては、補助金委員会や対中貿易政策検討会合 (TPR) において、米国や EU 等とともに、補助金と過剰生産能力問題に関する議論を提起している。2024 年に行われた対中貿易政策検討会合 (TPR) においては、多くの加盟国から、中国の不透明な産業支援や、国有企業を用いた市場への広範な介入に対し懸念が示された。また、事務局による調査レポートでは、世界的に大きな影響を及ぼし得る鉄鋼や EV、半導体分野への支援に関する情報が不透明であり、政府ガイダンスファンドによる投資の詳細も公表されておらず、WTO 補助金委員会への通報も実施されていないとの指摘がされた。

また、我が国を含む G7 は、首脳コミュニケにおいて有害な産業補助金等への対処の必要性に繰り返し言及している。G20 においても、鉄鋼分野の過剰生産能力や産業補助金について議論が行われてきた。

我が国としては、他の加盟国と連携しつつ、中国に対して、産業補助金の支出や国有企業の活動の透明性を高め、市場歪曲的な措置が講じられないよう促すとともに、中国の制度が補助金協定に整合的に運用されるよう、引き続き、二国間・多国間協議の場において、問題解決に向けた議論を進めていく。

● 中国：サイバー・データ関連規制

中国政府は、近年、サイバーセキュリティ及びデータセキュリティに関して、様々な法令・規則を整備している。2017 年 6 月のサイバーセキュリティ法に続き、2021 年 9 月にはデータセキュリティ法、同年 11 月には個人情報保護法が施行され、これら三法に関連する下位法令等の整備が進んでいる。

これらの法律に関しては、外国事業者が中国国内事業者よりも実質的に不利な競争条件に置かれる場合には、GATS17 条並びに RCEP 協定 8 条 4 項及び 10 条 3 項の内国民待遇義務違反の可能性があるほか、それらの運用によっては、RCEP 協定 12 条 14 項及び 12 条 15 項の情報の自由な越境移転の原則及びコンピュータ関連設備設置要求禁止に抵触するおそれもある。我が国のみならず諸外国政府や業界団体等から中国政府に対してパブリックコメントへの意見書の提出や懸念表明がなされていたが、意見内容の多くが反映されないまま施行された。

これら三法に関連する下位法令等がパブリックコメントにかかっている。2024 年 7 月に公表された「国家インターネット ID 認証公共サービス管理弁法」案は国家インターネット ID 認証公共サービスの構築に当たり、「公共サービスプラットフォーム」の運営における政府の個人情報の取扱い等を定める。また、2024 年 9 月に公表された「電子認証サービス管理弁法」改正案は、電子認証サービス提供事業者の資格や義務及び当局による同事業者に対する監督管理について定める。さらに、2025 年 1 月に公表された「個人情報の越境移転における個人情報保護認証弁法」案は、個人情報の越境移転における個人情報保護認証手続を定める。具体的には、中国域外の個人情報処理者に対して、中国法規への遵守及び監督管理の対象となることを確認するとともに、認証有効期間内は専門認証機関の継続的な監督に服することを定め、また、専門認証機関に、認証活動時に個人情報の越境移転活動が、国家安全や公共利益を危うくする等の可能性がある場合、速やかに当局に報告すべき旨を定める。これらは、条文中に用いられている用語の定義や申請或いは審査の具体的要件、具体的な手続の内

容、対象範囲等について不明確な部分が多い。

我が国としては、2024年に実施された「国家インターネットID認証公共サービス管理弁法」案及び「電子認証サービス管理弁法」改正案並びに2025年1月に実施された「個人情報の越境移転における個人情報保護認証弁法」案のパブリックコメントに際して意見を提出し、WTOサービス貿易理事会の場では、「個人情報の越境移転における個人情報保護認証弁法」案に対する懸念を表明した。今後、サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法及び関連下位法令等の改正や運用の状況等を注視するとともに、関係国と連携しつつ、WTOサービス貿易理事会、TBT委員会や、二国間協議等を通じて、中国に対し是正を促していく。

● 中国：強制技術移転

中国は、WTO加盟議定書7条3項において、国家又は地方政府当局による輸入承認手段又は輸入もしくは投資の権利の配分が、技術移転要求に条件付けられていないことを確保すると約束しており、RCEP協定10条6項においても、技術移転要求やロイヤリティ規制を含む特定措置の履行要求の禁止を約束している。また、中国政府は、2020年1月に施行された外商投資法において、行政機関及びその職員が行政手段を利用して技術譲渡を強制してはならないと定めているが、行政機関が技術情報などの提出を企業に要求しうる基準が不明確である、国有企業等を通じて要求が行われた場合に証拠収集が困難であるといった課題がある。また、運用次第で強制技術移転が行われる可能性のある制度が引き続き存在しており、例えば、2019年5月に公表されたデータ安全管理弁法（草案）、2021年9月、2022年2月に公表された工業情報化分野データ安全管理弁法（試行）（草案）、2021年10月に公表されたデータ国外移転安全評価弁法（草案）、2021年11月に公表されたネットワークデータ安全管理条例（草案）、2021年10月に施行された自動車データセキュリティ管理の若干の規定及び2022年2月に施行されたサイバーセキュリティ審査弁法等でも、事業者に対して中国当局へのデータの提供を義務付ける条項があり、ソースコードや暗号を含む技術情報の提供が要求される可能性がある。WTOでは、2021年の対中貿易政策検討会合（TPR）において、政府関係者が外国投資家及び外国企業に技術移転を強制することを防止するためにどのような措置が取られているのか、また、技術移転を強制された際の救済措置について、中国に説明を求め、強制技術移転に関する議論を提起している。

加えて、特定国を対象にしたものではないが、G7やOECD等の我が国を含む国際フォーラムにおいて、強制技術移転に関する議論を行ってきている。例えば、G7は、首脳コミュニケ及び貿易大臣声明において、強制技術移転への対処の必要性に繰り返し言及している。特に、2023年の日本議長年におけるG7貿易トラックで、法令で技術移転要求につながる内容を明確に規定する事例だけでなく、たとえば、①投資受け入れ国で事業を実施するための条件として地元資本との合弁を義務付ける要求（内外出資比率を51:49とする場合が多い。）、②現地生産・調達要求、③個別産業分野の国家標準といった、事実上の強制的な技術移転要求にあたる事例についても形式の分類化を行い、各国の現状認識やG7各メンバーが抱える課題について意見を交わした。また、2024年のイタリア議長年におけるG7貿易大臣会合では、強制技術移転に関するあり得べき原則の構築において連携する旨が合意された。また、OECDにおいては、日本が議長を務めた2024年の閣僚理事会において、公平な競争条件の確保に向けた

一環として、強制技術移転についても、既存の WTO ルールと現実の状況とのギャップに関する議論を継続する旨に合意している。

我が国としては、他の加盟国と連携しつつ、中国の制度が WTO 加盟議定書等に整合的に運用されるよう、引き続き、二国間・多国間協議の場において、問題解決に向けた議論を進めていく。

- **ベトナム：サイバーセキュリティ法・個人データ保護政令**

ベトナム政府は、2019年1月、サイバーセキュリティ法を施行し2022年10月、同法における国内保存義務及び国内支店等設置義務の具体的な内容にも言及する政令53号を施行した。これらの義務により、外国事業者がベトナム国内の事業者よりも事実上不利に扱われる場合には、GATS17条並びにCPTTP協定9条4項及び10条3項に規定する内国民待遇義務に違反する可能性がある。また、ベトナムはCPTTP協定及びRCEP協定において、情報の自由な越境移転の原則及びコンピュータ関連設備設置要求禁止に合意しており（CPTTP協定14条11項及び14条13項並びにRCEP協定12条14項及び12条15項）²、サイバーセキュリティ法は、運用次第では、これらの規定に抵触する可能性がある。さらに、政令53号については、支店又は代表事務所の設置義務に関しては、特定の形態を要求する措置であることから、GATS16条の市場アクセス義務及びCPTTP10条6項の自国領域における企業設立を要求する措置の禁止に違反する可能性がある。

また、2023年7月に施行された個人データ保護政令は、越境移転の際に個人データ越境移転評価を実施し、これを事前に公安省に提出することを義務付ける等の規定を有する。2023年5月に公表された「サイバーセキュリティ分野における行政違反に対する罰則政令」案は、サイバーセキュリティ保護義務違反に対する行政制裁に加え、個人データ保護政令が規定する義務違反に対する制裁を定める。また、個人データの越境移転に係る義務に反した場合の追加制裁として、違反行為を犯した者が外国人である場合に、ベトナムから追放する旨規定している。これらの規定は、実際の運用において外国事業者がベトナム国内事業者よりも実質的に不利に扱われる場合には、GATS17条並びにCPTTP協定9条4項及び10条3項の内国民待遇義務に違反する可能性がある。

2024年11月には、データ法が成立した。2025年2月には、同法の規定内容の詳細や施行措置について具体的に定めた政令3本及び決定1本の草案（以下「データ法下位政令等案」）を公表した。科学技術イノベーション活動及びデータの製品サービスに関する政令案には、データ仲介サービス等を提供する「組織の長又はそのような企業の法定代理人」（組織の長等）がベトナム国民、もしくは、ベトナムに永住していなければならない旨が規定されているが、組織の長等をベトナム国民または永住者に限定することは、GATS並びに各EPAのサービス貿易章における内国民待遇に係るベトナムの約束内容及び各EPAの投資章における経営幹部及び取締役会に係る義務との整合性が問題となり得る。

データ法下位政令等案について、我が国としては、2025年に実施されたパブリックコメントに際して意見を提出するとともに、WTO サービス貿易理事会の場で、データ法及びデータ法下位法令に対する懸念を表明し、国際的ルールや慣行に即した公平

² CPTTP協定においては、ベトナムのサイバーセキュリティ法又はサイバーセキュリティ関連法令に基づく措置について、発効後5年間紛争解決の規定の適用外とする旨のサイドレターを、日本政府とベトナム政府との間で交わしている。

性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行ってきた。

引き続き、法令策定動向や施行運用を注視し、必要な場合には、WTO サービス貿易理事会や二国間協議等の機会を捉えて改善・明確化に向けた議論を進めていく。

(2) WTO 紛争解決手続に付されたもの

● 韓国：自国造船業に対する支援措置

韓国は、2015年10月以降、自国造船業への公的助成として、(i)公的金融機関による国内造船所(大宇造船海洋)への金融支援、(ii)造船所の受注支援のための前受金返還保証の発給、(iii)船舶新造支援プログラム(官民ファンド)等による海運会社に対する新造船購入支援、(iv)エコシップへの代替建造補助(新造船価の一部を補助)等の措置を講じている。これらの公的助成措置の結果、韓国企業による低船価受注が繰り返され、国際市場における船価が大幅に下落し、また、市場船価の下落に伴う失注・競合断念により、我が国のシェアが大幅に下落しており、これらの措置は、WTO 補助金協定5条等に違反する可能性がある。これらの公的助成措置は、市場を歪曲し、造船業における供給能力過剰問題の早期解決を阻害するおそれもある。また、一部の措置は同協定に規定する輸出補助金等に該当し、同協定3条等に違反する可能性がある。

2018年10月には国土交通省海事局と韓国産業通商資源部との局長級協議を実施し、我が国は韓国に対して措置の早期撤廃を要求したが、撤廃に至っていない。これを受け2018年11月及び2020年1月に二国間協議を要請し、協議を進めている。加えて、我が国は多国間協議の場においても、累次にわたり韓国による自国造船業への支援措置の問題を指摘してきており、2025年4月に開催されたOECD造船委員会においても、韓国の公的支援措置の内容について説明を求めるとともにその透明性の確保を要請している。

我が国としては、引き続き、韓国に対し、本件措置の撤廃を求めていく。

● インド：ICT製品に対する関税措置

インド政府は2014年7月、自国のWTO協定譲許表において無税としている一部のIT製品(HS 8517.6290及び8517.6990の通信機器の一部)について、関税率を10%に引き上げた。その後、2017年7月、インクカートリッジ(HS 8443.9951及び8443.9952)や携帯電話(HS 8517.1210及び8517.1290)³、基地局(HS 8517.6100)、電話機・通信機器の部分品(HS 8517.7090)について、関税率を10%に引き上げた。

さらに、同年12月、携帯電話の関税率を15%に引き上げる通達を公布した。これらに加え、2018年2月、携帯電話及び通信機器(HS 8517.6290)の一部品目の関税率を20%に引き上げた。また、同年4月、携帯電話用プリント回路基板アセンブリ(PCBA)

(HS 8517.7010)の関税率を10%に引き上げた。2020年2月にはさらに20%に引き上げた。2022年1月、インド政府は、電話機・通信機器用の部分品の一部の関税率を実行関税率表の改訂⁴において15%からさらに20%に引き上げた。

³ 2020年1月、インド国内における関税率表の修正に伴いHSコードに変更があり、HS8517.1211、8517.1219及び8517.1290の関税分類となっている。

⁴ 2022年1月の実行関税率表の改訂において、携帯電話(HS8517.12)はHS8517.1300(スマートフォン、関税率20%)とHS8517.1400(その他の携帯電話、関税率20%)に、プリント回路基板アセンブリ(PCBA)

例えば、携帯電話や電話機・通信機器の部分品、基地局については、インドは自国の譲許表において HS コード 6 桁レベルで無税としているにもかかわらず、実行関税率を引き上げていることから、明らかに GATT2 条に違反している。

我が国は、WTO 市場アクセス委員会、ITA (Information Technology Agreement : 情報技術協定) 委員会、物品理事会、在インド日本国大使館等から繰り返し懸念を表明し、インド政府に対して詳細な説明と関税措置の早期撤回を要請したが、インド政府は「ITA 合意時には存在しなかった製品であり、ITA で約束した関税撤廃対象ではない」旨の回答を繰り返すのみで、状況の改善は見られなかった。

我が国は、2019 年 5 月、インドに対し WTO 協定に基づく協議を要請し、本措置の撤回を求めたが、協議においては解決に至らなかったため、2020 年 3 月にパネル設置を要請し、同年 7 月にパネルが設置された。なお、本件については同年 6 月に EU、同年 7 月に台湾もパネル設置を行った。2023 年 4 月に、日本の主張を全面的に認め、インドによる ICT (情報通信技術) 製品の関税引上げ措置が WTO 協定に不整合であると判断したパネル報告書が発出された。

2023 年 5 月、インドが上級委員会に上訴し、現在、上級委員会の審理を待っている状況であり、我が国としては、再開され次第上級委員会の審理に適切に対応していく。また、インドに対して、本関税措置を速やかに是正することを引き続き求めていく。

● インド：熱延コイルに対するセーフガード措置

インド政府は、2015年9月7日、熱延コイルに対するセーフガード (SG) 調査を開始し、わずか2日後の同年9月9日に暫定措置を発動する旨の決定を行い、2015年9月14日から暫定措置による課税を開始した。2016年3月、インド政府は暫定措置の開始から起算して2年6か月間のSG措置を発動する旨の官報告示を行った。

WTO協定上のSGの発動要件として、GATT19条1項(a)に規定する「この協定(注：GATT)に基づいて負う義務の効果」としての輸入増加について明示する必要があるが、インドの当局は調査報告書においてこれを明示していない。

さらに、WTO協定上のSG発動要件として上記の「この協定(注：GATT)に基づいて負う義務の効果」に加えて、輸入増加は「事情の予見されなかった発展の結果」である必要があるが、インドの調査報告書において、中国の過剰生産やインド国内での需要増加等の事実をGATT19条1項(a)に規定する「事情の予見されなかった発展」として認定しているが、これらの事実は需給関係の変化であって輸入品と国産品の双方に同じく影響し、国産品の競争条件に不利な変更を生じさせるものではないため、「事情の予見されなかった発展」には該当しない。

上記から、インド当局はGATT19条1項(a)に規定する発動要件を適切に認定していないと考える。

また、インド当局は、SG協定に規定するその他の発動要件も適切に認定していないと考えられ、本件措置に係る手続においても、WTO通報に係る通報内容に不備がある等協定整合性に疑義がある。

我が国は、2015 年 9 月の調査開始以降、本件に関するインドの動向を注視して、意見書の提出、二国間協議の実施及び公聴会への参加を実施した。調査期間中に提出し

(HS8517.7010) は HS8517.7910 (PCBA、関税率 20%) に、電話機・通信機器用の部分品 (HS8517.7090) は HS8517.7100 (アンテナ反射機及びその部品、関税率 20%) と HS8517.7990 (その他の部分品、関税率 15%) の分類に変更された。

た意見書では、本件措置が WTO 協定に違反する可能性を示唆し、調査において適切な認定が行われるよう要請した。しかし、インドは調査後に本件措置を発動し、その後も改善が見られないことから、我が国は、2016年12月、WTO協定に基づく協議を要請し、2017年3月にパネル設置を要請、同4月にパネルが設置された。

2018年11月、パネル報告書が発出された。協議期間中に当該SG措置は失効したものの、パネル報告書では我が国の主張はほぼ認められ、インドのSG措置はWTO協定に不整合であり、効果が残存する限りにおいて当該措置を是正するようインドに勧告した。2018年12月、インドが上級委員会に上訴し、現在、上級委員会の審理を待っている状況であり、我が国としては、再開され次第上級委員会の審理に適切に対応していく。

2024 年版「不公正貿易報告書を受けた経済産業省の 取組方針」に掲げた個別貿易政策・措置の 1 年間の進捗状況

国名	貿易政策・措置	進捗状況
中国	輸出管理法	WTO の物品理事会等で懸念を表明し、国際的ルールや慣行に即した公平性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行った。
	AD 措置の不適切な運用	不適切と思われる AD 調査について、政府意見書や公聴会において懸念を表明した。また、WTO の AD 委員会において、不適切な AD 調査の問題点を指摘した。
	標準必須特許を巡る訴訟における禁訴令の発出	2022 年 12 月の EU からの要請に基づき、2023 年 1 月、パネルが設置され、我が国は、第三国参加。その後、2025 年 4 月、EU からパネル手続停止要請、上訴通知が提出され、中国からも交差上訴が行われ、MPIA 上訴手続が開始された。
	政府調達における内資企業・国産品の優遇措置	政府調達法の改正に加え、地方政府の政府調達における国産優遇等に対して WTO の物品理事会、政府調達委員会等で懸念を表明した。 2024 年 12 月、国産部品の割合等、政府調達において求められる国産品基準について定めるため、「政府調達分野における国産品基準及び実施政策の関連事項に関する通知」のパブリックコメントが実施されたのに対し、日本政府からコメントを提出するとともに、バイ会談の機会等を通じて懸念を表明した。
	産業補助金	WTO の補助金委員会において、米国や EU 等とともに、補助金と過剰生産能力問題に関する議論を提起し、補助金の透明性向上を要請した。
	サイバー・データ関連規制	2024 年に実施された「国家インターネット ID 認証公共サービス管理弁法」案及び「電子認証サービス管理弁法」改正案並びに 2025 年 1 月に実施された「個人情報情報の越境移転における個人情報保護認証弁法」案のパブリックコメントに際して意見を提出し、WTO サービス貿易理事会の場では、「個人情報情報の越境移転における個人情報保護認証弁法」案に対する懸念を表明した。
	強制技術移転	二国間・多国間協議の場において問題点を指摘しつつ、議論や対応の必要性について G7 や OECD の場で確認した。

中国、香港、マカオ、ロシア	ALPS 処理水の海洋放出を受けた日本産水産物の輸入停止措置	中国との関係では、2024年9月20日、「日中間の共有された認識」を発表。中国は「参加国による独立したサンプリング等のモニタリング活動を実施後、科学的証拠に基づき、当該措置の調整に着手し、基準に合致した日本産水産物の輸入を着実に回復させる。」こととなった。2025年5月の技術協議において、日中双方は、中国向け輸出再開のために必要な技術的要件について合意した。一部の国・地域による日本産水産物に対する輸入規制の即時撤廃を強く求めている。
米国	ゼロイング（AD税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用を含む）	過去のWTOのAD委員会等、各種フォーラムにおいて問題点を指摘した。さらに、米国が2025年1月20日に発表した「America First Trade Policy」においてゼロイングの活用を示唆していることにつき、今後の動向を注視する。
	電気自動車税制優遇措置	2023年12月、懸念企業が採掘した重要鉱物やバッテリー一部品が税優遇の対象外になることに関連して、米国エネルギー省及び財務省、内国歳入庁は、それぞれ、懸念国企業（FEOC）の定義の詳細に関する規則案と、FEOCに関する関連要件の詳細を定めた規則案を公表。その後パブコメを経て、いずれも2024年5月に最終規則が公表され、FEOCの定義の詳細に関するエネルギー省の規則は公表と同日から、FEOCに関する関連要件の詳細を定めた財務省・内国歳入庁の規則は同年7月から、それぞれ施行された。 なお、2024年3月、中国がIRAのEV税控除及びクリーン電力に関する補助金の要件について、米国に対しWTOの二国間協議を要請した。その後、二国間協議によっても解決されず、同年7月に中国がパネル設置要請を実施し、9月にパネルが設置された（DS623）。日本も第三国参加しており、議論に参加している。
	1962年通商拡大法232条や国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく輸入制限措置	米国が、通商拡大法232条に基づき鉄鋼及びアルミ製品（2025年3月）並びに自動車及び自動車部品（同年4月）に対する追加関税を、またIEEPAに基づきほぼすべての輸入品（同月）に対する追加関税を賦課したことについて、我が国としては、米国政府に対して、措置の見直しを強く求めていく。
米国及び新興国	サンセット・レビュー手続の運用及び不当に長期にわたる対日AD措置	WTOのAD委員会において問題点を指摘した。

インドネシア	鉄鋼製品、繊維製品、電気製品等の輸入制限措置	WTO の物品貿易理事会等で懸念表明を実施し、日本製品への影響の軽減に向けてインドネシア政府への働きかけを行った。
EU	炭素国境調整措置 (CBAM)	EU の炭素国境調整措置 (CBAM) に関する規則案は、2023 年 5 月の成立後、同年 10 月から施行された。2025 年末までは移行期間とされ、輸入者は、輸入課金支払義務を負わないが、製品単位あたり排出量等の情報を報告する義務を負っている。 なお、英国も 2023 年 12 月、2027 年までに独自の CBAM を導入することを発表した。
	F ガス規制	日 EU・EPA に基づき日 EU・EPA TBT 専門委員会等の二国間協議や WTO の TBT 委員会及び物品貿易理事会にて問題点を指摘した。
仏国	EV 補助金の補助金適格要件の改正	仏政府は、2025 年に EV に対する補助金額を最大 7,000 ユーロから最大 4,000 ユーロに減額することを発表。加えて、2025 年度予算における EV 補助金の予算額を 3 分の 2 の規模に削減する予定。 仏政府及び EU に対して、WTO 補助金委員会や各種会談を通じて懸念を表明した。
インド	貿易救済措置の不適切な運用	不適切と思われる AD 調査について、公聴会において懸念を表明。WTO の SG・AD 委員会において、不適切な SG・AD 調査の問題点を指摘した。
	ICT 製品に対する関税措置	2023 年 4 月にパネル報告書が発出。2023 年 5 月にインドが WTO 上級委員会に上訴。上級委審理手続が停止した状態が続いている。
	熱延コイルに対するセーフガード措置	2018 年 12 月にインドが WTO 上級委員会に上訴。上級委審理手続が停止した状態が続いている。
ベトナム	サイバーセキュリティ法令・個人データ保護政令	データ法下位法令案について、2025 年に実施されたパブリックコメントに際して意見を提出するとともに、WTO サービス貿易理事会の場で、データ法及びデータ法下位法令に対する懸念を表明した。
韓国	自国造船業に対する支援措置	2024 年 10 月及び 2025 年 4 月に開催された OECD 造船委員会において、従前同様、韓国の公的支援措置の内容について説明を求めるとともにその透明性の確保を要請した。